

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と小松島市（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1中に次のように加える。

ウ 環境衛生

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内（乙）の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。
	甲の役割	乙の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。
	乙の役割	火葬場の整備推進を図り、連携市町村の住民の利用負担の軽減を図ることで広域利用に供するとともに、広域利用について周知する。

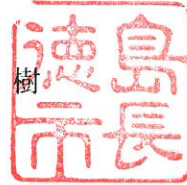
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月22日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長 原 秀 樹



乙 小松島市横須町1番1号

小松島市

小松島市長 濱田 保

